

4月定例総会議事録

1. 開催日時 令和8年4月21日（火）午前10時～10時25分
2. 開催場所 宇部市福祉ふれあいセンター 3階 第3講座室
（宇部市琴芝町二丁目4番25号）
3. 出席委員 会長 原田 秀一
委員 江本 政彦、内山 信行、河崎 貫一郎、村田 信男、
磯部 恵子、河村 守浩、関谷 利彦、原野 英雄、
富永 茂巳、阿部 利男、岡田 保子
・・・（12人）
4. 欠席委員 上田 直樹、野村 文雄、正司 浩幸、壹岐 浩二、
縄田 加奈江、大草 知子、・・・（6人）
5. 議事日程
第1 議事録署名委員の指名
第2 付議事項
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請について
議案第3号 非農地証明について
議案第4号 事業計画変更承認について
議案第5号 農用地利用集積等促進計画（案）の審査について
議案第6号 令和8年度最適化活動の目標の設定等について

第3 報告事項
報告第1号 農地法施行規則第29条に該当する転用届について
報告第2号 農地所有適格法人報告書について
報告第3号 農地等の利用状況報告書（一般法人用）について
報告第4号 営農型発電設備下部農地の生産状況報告について
報告第5号 県営西ヶ浴地区土地改良事業の施行申請に伴う計画概要の公告について
6. 事務局 久村局長、富田局長補佐、高瀬係長

議 長： 定刻となりましたので、4月の定例総会を開会します。
事務局から諸般の報告をお願いします。

事務局： 諸般の報告の前に4月1日の定期人事異動によりまして、事務局職員に異動が生じておりますので、紹介をさせていただきます。

調査係の岡藤係長が出納室検査係長として異動し、後任として地籍調査課地籍調査係の中島誠司主査が農業委員会事務局調査係長として着任しました。

（中島係長あいさつ）

以上でございます。

（中島係長退席 10：02）

それでは諸般の報告をします。

本日の出席人数ですが、ただ今の出席委員は12人です。
欠席は6名となっています。欠席者からは事前に連絡をいただいています。
本日の議事は、議案第1号から第6号までの付議事項32件及び報告事項6件となります。
以上で報告を終わります。

議 長： 本日の委員18人中12人出席ですので、総会は成立しています。
本日の議事録署名委員については私から指名します。
小野地区の富永委員、旧市地区の内山委員にお願いします。
なお、書記については、事務局職員に対応させます。
ただ今の事務局報告に質疑等はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長： それでは、これより議事に入ります。
議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、地区単位で一括して上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局： 議案書は1ページの西岐波地区の議案、1番について説明します。本件について、事前質問はありませんでした。また、申請内容及び事務局所管台帳と照合した結果、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長： 西岐波地区の1件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 【西岐波地区よろしいですか】

村田委員： はい。よろしゅうございます。

議 長： 採決に入ります。西岐波地区の1件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、1番は、許可します。
事務局、次をお願いします。

事務局： 議案書は3ページの楠地区の議案、2番について説明します。本件について、事前質問はありませんでした。また、申請内容及び事務局所管台帳と照合した結果、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長： 楠地区の1件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 【楠地区よろしいですか】

阿部委員： はい。OKです。

議 長： 採決に入ります。楠地区の1件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、2番は、許可します。
次に、議案第2号、農地法第5条の規定による転用許可申請について、地区単位で一括して上程します。事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案書は5ページから24ページまでの西岐波地区の議案、1番から10番まで10件あります。訂正表にありますとおり、8番に訂正があります。10件について、事前質問はありませんでした。また、いずれも立地及び一般基準の許可要件は、すべて満たしております。なお、2番から5番の4件の転用目的が太陽光発電設備となっていますが、自治会長、水利組合および近隣地権者へは説明済みであり、また、太陽光発電事業に関する申請要領の条件も満たしていることを確認しています。以上です。

議 長： 西岐波地区の10件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 【西岐波地区よろしいですか】

村田委員： はい。よろしゅうございます。

議 長： 採決に入ります。西岐波地区の10件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、1番から10番までは、許可します。
事務局、次をお願いします。

事務局： 議案書は25ページから36ページの旧市地区の議案、11番から16番まで6件あります。訂正表にありますとおり、14番に訂正があります。6件について、事前質問はありませんでした。また、いずれも立地及び一般基準の許可要件は、すべて満たしております。なお、12番の転用目的が太陽光発電設備となっていますが、自治会長、水利組合および近隣地権者へは説明済みであり、また、太陽光発電事業に関する申請要領の条件も満たしていることを確認しています。以上です。

議 長： 旧市地区の6件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 【旧市地区よろしいですか】

内山委員： はい。問題ありません。

議 長： 採決に入ります。旧市地区の6件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、11番から16番までは、許可します。事務局、次をお願いします。

事務局： 議案書は37ページの厚南地区の議案、17番について説明します。本件について、事前質問はありませんでした。また、立地及び一般基準の許可要件は、すべて満たしております。以上です。

議 長： 厚南地区の1件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 【厚南地区よろしいですか】

河崎委員： はい。

議 長： 採決に入ります。厚南地区の1件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、17番は、許可します。事務局、次をお願いします。

事務局： 議案書は39ページの楠地区の議案、18番について説明します。本件について、事前質問はありませんでした。また、立地及び一般基準の許可要件は、すべて満たしております。なお、本件に関連して議案第4号の2番が提出されていますので、申し添えます。以上です。

議 長： 楠地区の1件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 【楠地区よろしいですか】

阿部委員： はい。

議 長： 採決に入ります。楠地区の1件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、18番は、許可します。
次に、議案第3号、非農地証明申請について、一括して上程します。事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案書は41ページから56ページの議案、1番から8番までの8件です。いずれの議案も、事前質問はありませんでした。申請地の現況について順に説明します。議案書とあわせて、スクリーンに映しています現況写真をご覧ください

1番、大字東岐波です。相続時には既に耕作されておらず、雑草や灌木が繁茂し、現在に至っています。

2番、大字西岐波です。隣接地に宅地、駐車場を建設した際に同時にブロック塀を築造し、現在に至っています。

3番、大字西岐波です。隣接地に宅地を建設した際に同時に敷地の一部とし、現在に至っています。

4番、大字西岐波です。隣接の駐車場と一体利用され、現在に至っています。

5番、大字西岐波です。アスファルト舗装され通路として利用され、現在に至っています。

6番、山門五丁目です。水路維持のための管理地として利用され、現在に至っています。

7番 大字東須恵です。住宅として利用され、現在に至っています。

8番、大字小野です。畑への進入路が塞がれるなど耕作放棄され山林化し、現在に至っています。

以上です

議長： (8番小野の案件で) 進入路が塞がれたって言う事は何か地元と揉めたのかな。

事務局： もともと赤線があったと思うんですけど、すぐ隣りにあるお宅が自分の敷地と勘違いされたのか、カーポートを設置され門を付けてしまったので、入れなくなったと。違うルートから入れない事もないんですけど、かなりの斜面で容易には入れない。というような状況です。以上です。

**議長： 時々あるね、こういうの。
本件について、質問、意見等ありますか。**

村田委員： 私の自宅の直ぐ近くの該当の場所なんですけど、何の目的があってこういう非農地の証明申請を出されたのですかね。

事務局： 全てにおいてですけれども、それぞれ売却の予定があるだとか、ただ現況を地目に合わせたいからとかですね。それぞれ目的があるかと思えますけど。今後の相続する時の為に手放し易いようにしときたいとかいろんな目的があります。

村田委員： 目的を事務局の方で把握するという事はされているのでしょうか。

事務局： 申請書には、売却だとか地目を合わせたいとか、簡単な理由は書いていただくようにしています。

村田委員： 今回は具体的に何と書かれていたのですか。村松の2件(2番と3番)についてお聞きしたいのですが。

議長： これ大事な事です。

村田委員： そうですか。

事務局： 受付番号2番ですが、宅地という事になっておりますけれども、理由としては現状のまま宅地として利用したいという事で現状に合わせるという事です。

3番につきましても、同じ敷地だと思います。以上です。

村田委員： はい。ありがとうございました。

議 長： 採決に入ります。本件について、議案書記載のとおり証明することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、全件について承認・証明することとします。
次に、議案第4号、事業計画変更申請について上程します。
事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案書は57ページ、59ページの議案、1番、2番について説明します。2件について、事前質問はありませんでした。

1番について、令和7年8月8日に共同住宅用地として転用許可を受けていましたが、隣接地の所有者より土地の売却の相談があり、これを加えた事業計画へ変更することから、所要の手続きを行うものです。

次に、2番について、先に説明しました議案第2号の18番に関連して、代表者の交代に伴う経営環境の変化により、事業計画を変更することから、所要の手続きを行うものです。

以上です。

議 長： 本件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： それでは採決に入ります。本件について、承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、本件について承認することとします。
次に、議案第5号、農用地利用集積等促進計画(案)の審査となりますが、二俣瀬地区において、委員に関する事項があるため、まずは二俣瀬地区について審査し、そのあとにそれ以外の審査を行います。それでは、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、原野委員の退席を求め、二俣瀬地区について審査します。

(原野委員退出 10:15)

事務局、二俣瀬地区の説明をお願いします。

事務局： 議案書は68ページです。本件について、事前質問はありませんでした。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定において、「市町村は、促進計画案作成にあたり、農業委員会の意見を聴くものとする」とされていることに伴うものです。以上です。

議 長： 本件について、質問、意見等ありますか。

(質問意見なし)

議 長： 【二俣瀬地区よろしいですか】

事務局： 地区協議会において問題ない事を確認しております。以上です。

議 長： はい。分かりました。それでは採決します。
原案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、二俣瀬地区は原案どおり決定します。
原野委員、席にお戻りください。

(原野委員入室 10:17)

つづいて、二俣瀬地区以外の審査を行います。
事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案書は61ページから67ページ、および69ページから71ページまでです。本件について、事前質問はありませんでした。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定において、「市町村は、促進計画案作成にあたり、農業委員会の意見を聴くものとする」とされていることに伴うものです。以上です。

議 長： 本件について、質問、意見等ありますか。

(質問意見なし)

議 長： 採決の前に該当地区ごとに取りまとめたいと思います。
【東岐波】、【西岐波】、【旧市】、【厚東】、【小野】、【船木】、【吉部】の委員さん、よろしいでしょうか。

(該当地区委員異議なし)

議 長： 分かりました。それでは採決します。
本件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第5号は原案どおり決定します。
次に議案第6号、令和8年度最適化活動の目標の設定等について、上程します。事務局、説明をお願いします。

議案書は、別紙となります。

これは、令和8年度の最適化活動の目標を定めるものです。主な部分について説明します。

最初のページは、委員数や管内農業者、農地面積等の基礎数値を示しています。

次のページ上段は、令和6年度に一部改訂した「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」において最終的な集積率の目標を、「令和14年度末には60%」と定め、その目標に向け逆算した数値を目標として定めています。下段

は、遊休農地の解消面積目標を定めるもので、国からの通知に基づき、令和7年度と同じ「5.7ha」として定めています。

3ページ目上段は、新規参入者に対する貸付可能面積の目標を定めるものです。中段からは、委員の活動目標を示しています。

以上です。

議 長： 本件について、質問、意見等ありますか。

(質問意見なし)

議 長： それでは採決に入ります。本件について、承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第6号は承認します。
付議事項は終わりました。
次に、報告事項に入ります。事務局、説明をお願いします。

事務局： 総会報告事案は6件です。順に説明いたします。
報告第1号、議案書は73ページ、75ページの議案、1番、2番の2件です。農地法施行規則第29条に該当する転用についての届出です。1番について、農地のうち50㎡を農業用倉庫および駐車場として使用するものです。2番について、農地のうち117.45㎡を農業用倉庫として使用するものです。いずれも、転用面積が200㎡未満の農業用施設に該当することから受理するものです。
報告第2号、議案書は77ページから85ページまでです。市内に事業所を有する農地所有適格法人から、農地法に基づき直近会計年度の事業の報告があり、その写しと確認結果です。
報告第3号、議案書は86ページから88ページまでです。市内に事業所を有する一般法人から、農地法に基づき直近会計年度の事業の報告があり、その写しです。
報告第4号、議案書は89ページ、90ページです。市内に事業所を有する法人から営農型太陽光に関するガイドラインに基づき営農型発電設備の下部の農地における農作物の生産に係る状況報告があり、その写しです。
報告第5号、議案書は91ページです。県営西ヶ浴地区の土地改良事業の計画概要について、土地改良事業施行申請人の代表より、当該土地改良事業への参加申出が無かったことの証明提出依頼があり、その写しです。
以上です。

議 長： ただいまの報告事案について質問等はよろしいですか。
これは報告事項であり了解いただきたいと存じます。
事務局から連絡等はありませんか。

(事務局から年金加入推進部長、次回日程について連絡)

議 長： すべての議事が終わりました。
これを持ちまして、4月定例総会を閉会します。

(終了時間10:25)